

# 賃上げ促進税制の見直し

## <改正のポイント>

### 1. 趣旨・背景

物価高対応で強化された賃上げ税制は、中小企業の人手不足等を踏まえ、真に必要な措置に限定され、現状を反映した見直しが行われる。

### 2. 内容

- ① 大企業向けは適用期限到来前に廃止される。
- ② 中堅企業向けは適用期限到来をもって廃止される。また、適用期限までに開始する事業年度の給与等の増加割合の引き上げ、税額控除率の上乗せについて見直しを行う。
- ③ 中堅企業向け、中小企業向けにおける教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

### 3. 適用時期

大企業向け : **2026(令和8)年3月31日まで**に開始する各事業年度について適用(その後、廃止)。  
中堅企業向け : 2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用(その後、廃止)。  
中小企業向け : 2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用。

### 4. 実務のポイント

- ・特に大企業・中堅企業に大きな影響を及ぼす改正となる。適用時期を踏まえ、影響を事前把握する必要がある。
- ・中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止時期は大綱に記載されていないため、今後の情報を確認する必要がある。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 趣旨・背景

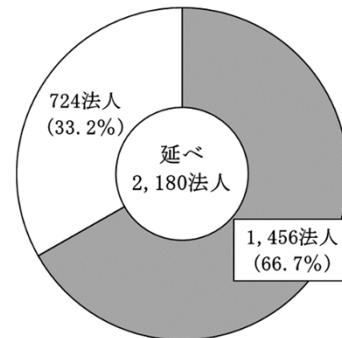
2024(令和6)年度、物価上昇に対応した賃上げを広く促進するため、賃上げ促進税制を強化した。直近では、賃上げの水準は高い伸びを示している一方、人材確保の観点から防衛的な賃上げを余儀なくされる中小企業においては、大企業に比べて人手不足感が強い。こうした状況を踏まえ、租税特別措置等は真に必要なものに限定する方針の下、賃上げ促進税制についても現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しを加えるものである。

また、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、教育訓練費増加額を上回る税負担軽減が生じる場合がある仕組みであり、政策目的である教育訓練による生産性向上と賃上げ促進との結び付きが弱いと指摘されていた。

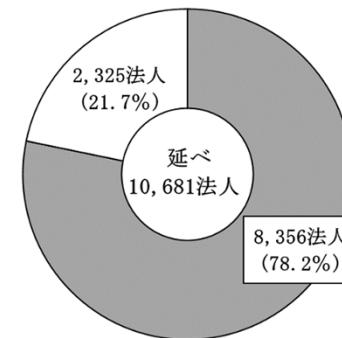
教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額が教育訓練費増加額を上回る法人が多数存在しており、税負担軽減額に見合う政策効果の確保が求められる。このため、今回の改正では、教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

教育訓練費増加額と教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の関係(平成30事業年度～令和3事業年度)

大企業向け



中小企業向け



- 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額 > 教育訓練費増加額 の法人
- 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額 ≤ 教育訓練費増加額 の法人

(注) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

(出典:会計検査院 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について」令和7年1月)

(法人税:賃上げ促進税制の見直し)

## 2. 改正の内容

### (1) 法人の区分

賃上げ促進税制における法人の区分については、以下の通りとなっている。

#### 【法人区分】

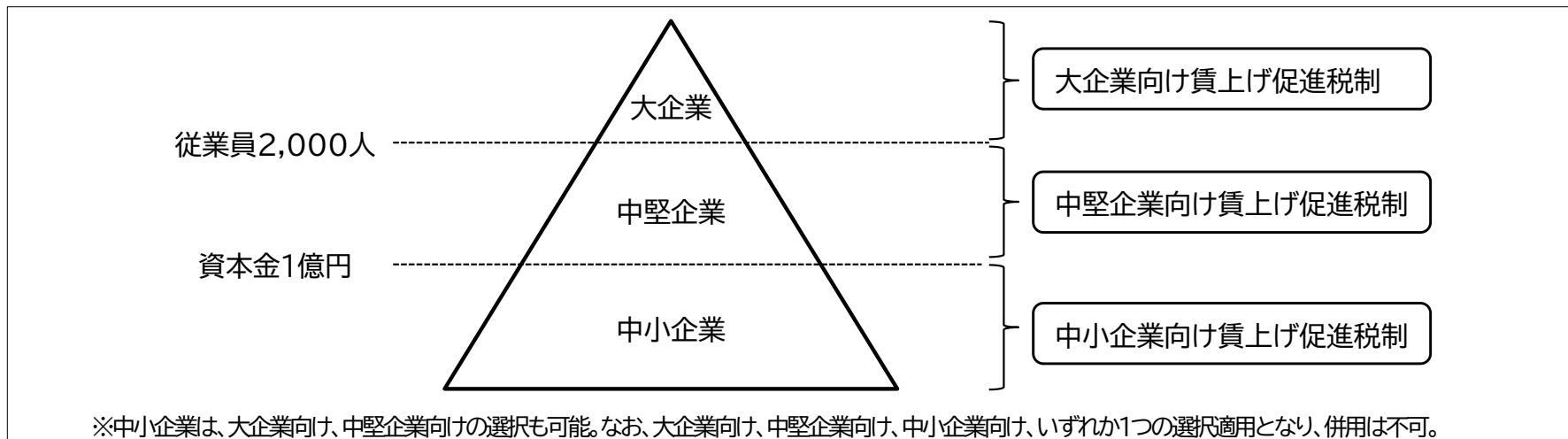
資本金 / 従業員数	~1,000人未満	1,000人以上~2,000人以下	2,000人超~
10億円以上~	中堅企業※1		
1億円超~10億円未満	(資本金1億円超の法人のうち、従業員数2,000人以下の法人)		大企業
~1億円以下	中小企業※2		

※1 従業員数2,000人以下の法人のうち、その法人が発行済株式等の50%超を保有している法人等と合わせて、常時使用する従業員数の合計数が10,000人を超える法人は中堅企業から除外され、大企業と判定される。

※2 適用除外事業者(前3年間の年間平均所得金額が15億円超である法人)、みなし大企業(発行済株式等の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人等)を除く。

※3 点線(---)枠内の法人はマルチステークホルダー方針の公表・届出を要件に、賃上げ促進税制が適用される。

#### 【適用範囲】



## 2. 改正の内容

### (2)大企業向け(2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用)

項目	改正前		改正後
適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 103%		廃止
税額控除額※1	① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times$ 控除率 ② 適用年度の法人税額 $\times$ 20% (控除上限) ③ ①と②のいずれか少ない金額(繰越不可)		廃止
控除率	給与等の増加割合※1	3%以上	10%
		4%以上	15%
		5%以上	20%
		7%以上	25%
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算
		以下のいずれか※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるばし認定	5%加算
	最大控除率	35%	—
	マルチステークホルダー方針の要件※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人若しくは常時使用する従業員数が2,000人を超える法人	—

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

(法人税:賃上げ促進税制の見直し)

## 2. 改正の内容

### (3)中堅企業向け(2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度)

項目	改正前		改正後	
適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$		継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$	
税額控除額※1	$\begin{aligned} & \left[ \text{① (雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額)} \times \text{控除率} \right] \\ & \left[ \text{② 適用年度の法人税額} \times 20\% \text{ (控除上限)} \right] \end{aligned}$		$\begin{aligned} & \left[ \text{①と②のいずれか少ない金額} \right. \\ & \left. (\text{繰越不可}) \right] \end{aligned}$	
控除率	給与等の増加割合※1	3%以上	10%	3%以上
		4%以上	25%	4%以上
		5%以上		5%以上
		6%以上		6%以上
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算	廃止
		以下のいずれか※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)	5%加算	以下のいずれか※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)
		35%		30%
マルチステークホルダー方針の要件※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人		資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人	

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

## 2. 改正の内容

### (4) 中小企業向け

項目		改正前		改正後	
適用要件※1		雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times$ 101.5%			
税額控除額※1		① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times$ 控除率 ② 適用年度の法人税額 $\times$ 20% (控除上限)			①と②のいずれか少ない金額
控除率	給与等の増加割合※1	1.5%以上		15%	
		2.5%以上		30%	
	上乗せ措置		教育訓練費の増加割合が5%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10% 加算	廃止
			以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)	5% 加算	5% 加算
	最大控除率	45%		35%	
	控除限度超過額の繰越	5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限る)		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限る)	

※1 適用要件・給与等の増加割合は、雇用者全体の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

### 3. 適用時期

#### (1) 大企業向け

2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用し、その後、廃止される。

#### (2) 中堅企業向け

- ・適用期限(2027(令和9)年3月31日)の到来をもって廃止される。
- ・2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について、適用要件及び上乗せ措置について一部見直しが行われ、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止される。

#### (3) 中小企業向け

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する各事業年度を対象とした賃上げ促進税制について、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されることが想定される。

### 4. 実務のポイント

- ・特に大企業・中堅企業に大きな影響を及ぼす改正となる。適用時期を踏まえ、影響を事前把握する必要がある。
- ・中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止時期は大綱に記載されていないため、今後の情報を確認する必要がある。
- ・中小企業向け賃上げ促進税制については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討することになっている。
- ・所得税(個人事業主向け)についても、同様の改正が入る点に留意が必要である。